

## 桶川市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

(平成10年6月1日告示第54号)

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭用厨芥類の自家処理のため、生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入し、かつ、設置した者に対し補助金を交付することにより生ごみの減量化の促進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところにより、市長が家庭から出る生ごみを処理する容器として認めたものをいう。

(1) 生ごみ処理容器とは、生ごみを地中の微生物の働きで発酵、分解してたい肥化する容器及びその他微生物の働きでたい肥化する容器をいう。

(2) 生ごみ減量化機器とは、生ごみを機械的に水分除去するとともに、減量化及びたい肥化することが可能な機械をいう。

### (補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 生ごみ処理容器等の購入時に桶川市内に住所を有し、現に居住していること。

(2) 生ごみ処理容器等の利用により家庭から排出される生ごみの減量を図ることができること。

(3) たい肥化された生ごみをたい肥として自家処理できること。

(4) 生ごみ処理容器等を常に良好な状態で維持管理できること。

(5) 生ごみ処理容器等の購入に対し、他市町村で同様の補助金を受けて

いないこと。

(補助金の額)

第4条 市長は、前条各号に掲げる要件に適合すると認められる者に対し  
予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、100円未満の  
端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 生ごみ処理容器については、1基につき、購入額（消費税を含み、  
生ごみ処理容器等の購入に係る割引、ポイント利用分、配送料、消  
耗品等の経費は含まないものとする。以下同じ。）の2分の1の額  
とする。ただし、3,000円を限度とする。

(2) 生ごみ減量化機器については、1基につき、購入額の2分の1の額  
とする。ただし、20,000円を限度とする。

3 補助金の交付対象となる生ごみ処理容器等の数は、前項各号のいずれ  
かとし、購入日から5年以内につき、1世帯あたり1基とする。ただし、  
市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、  
家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書（様式第1号）を市長  
に提出しなければならない。なお、この場合は生ごみ処理容器等の購入  
額に係る領収書を添付しなければならない。

2 前項に規定する領収書は、生ごみ処理容器等の購入日、購入者の氏名、  
購入先の住所及び名称並びに生ごみ処理容器等の名称及び型式等を記載  
したものでなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、補助金の交  
付を決定又は却下したときは、速やかに申請者に対し家庭用生ごみ処理  
容器等購入費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知

するものとする。

(交付の条件)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、第1条の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は廃棄してはならない。ただし、購入後5年を経過した場合又は市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(交付の方法)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。なお、請求に基づく補助金の支払は、申請者名義の口座に振り込むものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付した補助金の返還を命じることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。ただし、施行日前に購入した生ごみ処理容器購入費補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所 桶川市

氏名 ㊟

電話 ( )

家庭用生ごみ処理容器等の購入に関し補助金の交付を受けたいので、桶川市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請の審査にあたり、居住の状況等について確認を行うことに同意します。

交付申請額	金 円		
容器等の名称 及び購入基数	生ごみ処理容器		1 世帯 1 基
	生ごみ減量化機器		1 世帯 1 基
容器等購入額	円		
設置場所	桶川市		
購入先	名称		
	住所		

様式第2号（第6条関係）

家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定（却下）通知書

桶 第 号  
年 月 日

様

桶川市長 印

年 月 日付けで申請のあった家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金について審査の結果、下記のとおり交付を決定（却下）しましたのでお知らせします。

記

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1 補助対象基数       | 1 基 |
| 2 補助金交付決定（却下）額 | 円   |
| 3 交付する場合の条件    |     |

生ごみ処理容器等を、生ごみ減量化の目的に反して使用したり、譲渡、交換、貸付け、又は廃棄してはいけません。

ただし、購入後5年を経過した場合又は市長の承認を受けた場合は、この限りではありません。

- |             |  |
|-------------|--|
| 4 却下する場合の理由 |  |
|-------------|--|

様式第3号（第8条関係）

家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金請求書

年 月 日

桶川市長

〒 363-

請求者 住 所 桶川市

氏 名 ㊟

電 話 ( )

請 求 金 額	金 円
---------	-----

桶川市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第8条の規定により、上記のとおり請求します。

なお、請求金額は次の金融機関の口座に振り込んでください。

振込先

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 上記の振込先は、申請者名義の口座を記入してください。